

## 越谷市障がい者計画策定基本方針

### 1 趣旨

この基本方針は、「越谷市障がい者計画」の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

### 2 策定の背景

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」に基づき、『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指し、各種の障がい者施策を進めてきた。

こうした中、障がい者の福祉制度は、平成18年10月に施行された障害者自立支援法においては、これまで障がい種別ごとに提供されてきたサービスの一元化や既存のサービス体系の再編、利用者負担の見直しなどが行われた。

その後、幾多の改正を重ね、障害者自立支援法の改正法である、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が、平成25年4月に施行された。

近年、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいの重度化、重複化が進み年々増加傾向にある障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識が益々高まってきている。

このような状況の中で、本市では、現在進行している「第3次越谷市障がい者計画」を平成23年3月に平成27年度までの5年間の計画として策定し、障害者総合支援法に基づき平成26年度に策定した「第4期越谷市障がい福祉計画」と整合性を図り、『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指して諸施策の推進に努めているところである。

このように現在進行している「第3次越谷市障がい者計画」が平成27年度までの計画期間となっていることから、引き続き障がい者施策の総合的、計画的な推進を図るために平成28年度からの新たな計画を策定するものである。

### 3 策定の根拠

障害者基本法第11条第3項による

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

#### 4 計画期間

「越谷市障がい者計画」の上位計画となる「第4次越谷市総合振興計画」は、平成23年度から平成32年度までの10年間を対象とした基本構想において、前期基本計画は平成23年度から27年度、後期基本計画は平成28年度から32年度までの各5年間を対象としている。このように基本計画の計画期間や目まぐるしく変化する障がい者を取り巻く環境等を踏まえ、「越谷市障がい者計画」の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とする。

#### 5 策定体制

※別紙1参照

##### (1) 庁内体制

###### ① 庁内策定委員会

福祉部長を委員長、子ども家庭部長を副委員長とし、関係各課の課長相当職等にある者で構成する庁内策定委員会を設置する。庁内策定委員会は、計画策定に必要な協議を行い、計画案を作成する。

###### ② 専門部会

福祉部障害福祉課副課長を部会長、子ども家庭部子育て支援課副課長を副部会長とし、関係各課の調整幹、副課長又は主幹相当職等にある者で構成する専門部会を設置する。専門部会は、計画案の作成に際し、専門的事項の検討及び調査研究を行う。

##### (2) 越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

本市では、平成27年4月1日からの中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会条例を定め、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会を設置する。

社会福祉審議会障害者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の福祉に関する事項を調査審議する機関とされており、計画策定に

あたっては、当該専門分科会の意見を聴き、反映させていく。

(3) 事務局

事務局は、福祉部障害福祉課に置き、計画策定に関する庶務やコンサルタントとの連絡調整等を行う。

## 6 市民からの意見聴取

(1) 広報やホームページによる意見募集

越谷市の広報やホームページを活用し、市の障がい者施策についての意見を募集する。

(2) 団体ヒアリング

身体障がい者、知的障がい者については、障害者福祉センターこぼと館に登録されている障がい者団体、精神障がい者については、市内の精神障害者家族会を基本に調査票及び面談により実施する。

(3) アンケート調査

平成26年度に実施した、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者、市民、障害福祉サービス事業所等に対して実施したアンケート調査結果を反映する。

(4) パブリックコメント

越谷市のホームページ等を活用し、素案に対する市民の意見を募集する。

## 7 策定スケジュール

※別紙2参照